

コミュニティ・スクールと 地域学校協働活動の一体的推進



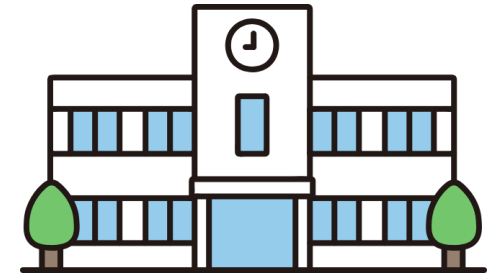
学びの輪、
地域の和。
未来へ繋ぐ

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

コミュニティ・スクール

- 学校運営協議会制度

22,009校（公立学校の **64.9** %）に導入



地域学校協働活動

- 地域学校協働本部

22,693校（公立学校の **66.9** %）に設置

- 地域学校協働活動推進員等の配置人数

35,246人（昨年比 633人増） 1,532自治体（84.5%）

▶ **学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務となっていて以降、
着実に増加**

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）

*社会情勢の変化

- 社会教育法制定から75年が経過。人口減少・少子化の深刻化・地域コミュニティの希薄化、DX化、グローバル化の進展により将来の予測が困難な時代に。学校・社会の複雑化・困難化した課題の解決、人生100年時代、共生社会、「こどもまんなか」社会の実現に向けた対応が必要。
- 高校や大学等の進学率の高まりや様々な学習機会の増加など、**社会教育に求められる役割やニーズが変化。**

◎第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）

- 「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を総括的な基本方針とし、将来の予測困難な時代における教育の方向性を示す総合計画を作成。
- 社会教育による「**学び**」を通じて人々の「**つながり**」や「**かかわり**」を作り出し、協力し合える関係づくりの土壌を耕しておくことで、持続的な地域コミュニティの基盤を形成することが求められる。
- 社会教育の拠点として**社会教育施設の機能強化**や、社会教育主事・社会教育士等の**社会教育人材の養成及び活躍促進**等を通じた社会教育の充実を図る必要。

◎第12期中央教育審議会生涯学習分科会

【議論の整理～一人ひとりが主体的に学び続ける生涯学習とそれを支える社会教育の未来への展開；リカレント教育の推進と社会教育人材の養成活躍のあり方～】（令和6年6月）

- 重点的に議論した事項：社会人のリカレント教育、障害者の生涯学習、外国人の日本語学習、社会教育人材
- 障害者や外国人などの社会的包摂の観点も含めた社会教育の提供**が十分に確保されることが不可欠
- 社会教育の裾野が広がる中、地域コミュニティの基盤を支えるために**社会教育人材は重要な役割を担っており、その質的向上・量的拡大に向けた養成及び活躍促進の在り方**を提示

◎社会教育人材部会

【社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（最終まとめ）】（令和6年6月）

- 調査審議事項：社会教育人材の養成及び社会教育士の活躍機会の拡充に関する専門的な調査審議を行うこと

これらの方向性を土台とし、社会の変化を踏まえつつ施策の更なる深化を図るべく、**社会教育の新たな在り方を見つめ直し、社会教育が果たすべき役割、担い手である人材、その活動、国・地方公共団体における推進方策等について検討が必要**

令和6年6月25日中央教育審議会総会

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）

【主な審議事項】

①社会教育人材を中核とした社会教育の推進方策

（社会教育人材を中核とした目指すべき社会教育の在り方、社会教育主事・社会教育士の役割・位置付けの明確化、社会教育主事・社会教育士の養成の在り方 等）

②社会教育活動の推進方策

（地域と学校の連携・協働の更なる推進方策、公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の推進方策、青少年教育施設等における青少年体験活動の推進方策、地域コミュニティに関する首長部局の施策や多様な主体が担う活動との連携・振興方策、共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進方策 等）

③国・地方公共団体における社会教育の推進体制等の在り方

（社会教育を総合的に推進するための国・地方公共団体の体制の在り方、社会情勢の変化を踏まえた社会教育に関する現行法令の在り方 等）

○これまでの審議経過

令和6年6月

諮問「地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について」

令和6年8月～

・社会教育人材を中核とした社会教育の推進方策の検討
・社会教育活動の推進方策の検討
(計13回にわたり審議)

令和8年1月～

・社会教育を総合的に推進するための国・地方公共団体の体制/社会情勢の変化を踏まえた社会教育に関する現行法令の在り方についての検討

○第14回(1月16日)



○第19回(7月3日)

○国及び地方自治体の今後に求められる取組等
○社会教育法の規定について刷新すべき点
○社会教育委員が果たす役割
○答申にむけた骨子(案)について
○社会教育士の専門性/公民館の将来像
○地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方について(審議経過報告案)等
(計6回にわたり審議)

○今後の予定

今後答申に向け審議を進める。

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方（審議経過報告案）

令和8年7月時点版

I. 現状と課題

社会構造の変化による

地域コミュニティにおけるつながりの希薄化

生産年齢人口の減少や地域社会の担い手が不足。ICT・AIの進展やデジタル化により、他者との対話や、相互理解の機会が減少。

地域社会における課題の多様化と

「共助」の必要性

子育て支援、孤独・孤立、防災・防犯、外国人等との共生など、多様化・複雑化する課題に対し、行政のみでは対応に限界。地域住民同士の助け合いが重要。

根本的な解決に向けた課題

多様化・複雑化する地域課題の大きな要因は、当事者意識の欠如等の住民一人ひとりの認識にあることも考えられ、こうした**個人の認識や行動を見直すきっかけとなる社会教育としての地域活動や環境整備が必要**。



II. 地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方

今後の目指すべき社会教育の姿

①地域課題の解決に資する社会教育

地域づくり、福祉、防災、環境、子供の健全育成などの地域課題は相互に影響し合っており、一面的な対応では解決が困難である。社会教育を通じて住民の主体的・継続的な取組や当事者意識を育み、地域課題の解決や未然防止につなげていくことが求められる。

②子供・若者や現役世代、障害者や外国人等を含めた全世代・全住民を対象とする社会教育

子供・若者から現役世代、高齢者、障害者、外国人まで、多様な住民を対象とした学びを充実させることが必要である。学校だけでは対応が難しい教育課題や学び直しへの対応に加え、全ての人が地域の一員として尊重され、参画できる共生社会の実現が求められる。

求められる役割と期待される効果

1

社会教育は、対話を通じて「人づくり・つながりづくり・地域づくり」を進めるものであり、良好な関係性や自己有用感を育み、**ウェルビーイングの実現に寄与**

2

社会教育活動を通じて形成された関係性を基盤に、**防災や子供の健全育成等の地域課題に「共助」で対応できる地域コミュニティの構築**

3

年齢や障害の有無、国籍等にかかわらず、多様な人々が社会教育活動等へ参画し相互理解を深め、**高齢者、障害者、外国人等を含む全ての人たちが尊重され、参画する共生社会を実現**

基本的な方向性

1

社会教育人材の質的・量的な拡充
地域課題の解決に向け社会教育の専門性を有する社会教育人材を拡充

2

地域における社会教育の実施体制の充実と裾野の拡大
多様な主体との連携・協働を進め、社会教育の裾野を拡大

3

社会教育の実践を支える仕組みの構築・整備等
継続的な学びや連携を支える社会教育人材ネットワークの構築等

Ⅲ. 社会教育の推進に向けた施策

1. 社会教育人材を中核とした社会教育の推進

（１）社会教育士の在り方の見直し

教育委員会に限らず幅広い分野の者が社会教育士となることや、社会教育士の認知や信頼性向上の方策の検討、講習・養成課程の見直すこと等が考えられる。

（２）社会教育主事・社会教育委員の機能強化

社会教育主事を「地域全体の学びのオーガナイザー」として位置付け、地域づくりや福祉、防災等の関係部局との連携を推進するとともに、配置促進や好事例の周知を図る。また、社会教育委員の役割強化や研修の充実、運用改善を推進。

（３）社会教育主事・社会教育士の養成の改善

講習・養成課程の内容を見直すとともに、オンラインや夜間・休日開催等による受講機会の拡充、受講資格の見直しを進め、多様な分野で活躍できる社会教育主事・社会教育士の養成を推進。

（４）社会教育人材ネットワークをはじめとする活躍支援

継続的な研修機会の充実や社会教育人材ネットワークの構築を進め、実践の共有、相互支援、情報交換、活躍の場の拡大等を通じて、社会教育人材の活躍を支援する。

（５）社会教育の裾野を広げるための方策

導入的講習の充実や学習機会の拡大に加え、短期間・オンラインによる履修機会の確保や優良事例の周知等を通じて、多様な人材の参画を促進。

2. 地域における社会教育活動の推進体制の充実

（１）社会教育施設・団体等

公民館、青少年教育施設、図書館、博物館、社会体育施設、社会教育関係団体等が、それぞれの強みを生かしながら連携・協働し、地域課題の解決や多様な学び・交流を支える拠点機能の充実を図る。

（２）社会教育と連携してきた施設・団体等

学校（地域学校協働活動推進員）、高等教育機関、地域運営組織（RMO）、NPO、民間企業等との連携・協働を進め、多様な主体が社会教育の視点を共有しながら、地域課題の解決に取り組む体制を充実。

（３）今後社会教育との連携が期待される施設・団体等

首長部局との連携により、若者の地元定着や共助体制の強化を図るとともに、社会福祉法人等と社会教育施設等が連携・協働し、交流や学びの機会の充実を通じた地域コミュニティ形成が期待される。

3. 国、地方公共団体における推進・支援体制の充実

（１）国

社会教育人材ネットワークの整備支援や導入的講習の開発・提供、研修機会の確保、活躍事例の収集・展開等を進めるとともに、関係省庁や大学等と連携し、社会教育人材の育成・活躍支援や社会教育の裾野の拡大を推進。

（２）地方公共団体

社会教育主事の配置促進や社会教育担当職員の資質向上を図るとともに、社会教育人材ネットワークの構築、継続的な研修機会の提供、首長部局や民間企業・NPO等との連携強化を推進。

学校が抱える課題は**多様化・複雑化**



学校の努力だけで対応することは**限界**を迎えている

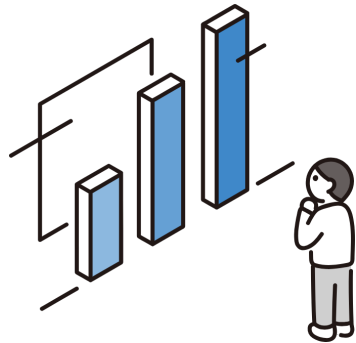


地域と学校が一体となって子供たちを育む

「地域とともにある学校づくり」の必要性が
高まっている



地域・学校種で導入率に差



▶ 都道府県別導入率

X県 **100%** ⇔ Y県 **9.2%**

▶ 学校種別の設置率

小中義務 ⇔ 高等学校 特別支援
71.6% **43.5%** **55.9%**

形式的な会議運営



▶ 単なる報告や共有にとどまり、
制度趣旨が実現できていない
ケースもある

実態を把握の上、自治体と協力して

✓ 導入促進

✓ 運営の実効性向上

の両面から戦略的に取組を推進

取組の一部

▶ 全国フォーラムの開催

▶ 手引きの作成

▶ CSマイスター派遣事業

▶ 研修への支援（補助金）

▶ 学校運営協議会の質向上に向けた伴走型支援プログラム（今年度より）

開催予告

学びの輪、地域の絆、未来へ繋ぐ
Community School

13年ぶりに京都市で開催！全国約1,000名の参加者とともに、地域・学校の「これから」を展望します。

全国コミュニティ・スクール研究大会 in 京都

「学校を核とした持続可能な地域社会の実現」
子どもたちの学びと育ちを支える地域社会を次世代へと受け継いでいくには、学校と地域の「共創」による取組が欠かせません。そのためのキーワードは、「コミュニティ・スクール（地域とともにある学校づくり）からスクールコミュニティ（学校を核とした地域づくり）へ」。

本大会では、全国約1,000名の教育関係者とともに、全国各地の実践や先進事例を共有しながら、これからの学校運営や地域・学校の協働の在り方について議論を深め、共に未来を展望する貴重な機会です。

是非、教職員の皆様、学校を応援いただいている地域・保護者の皆様のご参加をお待ちしています。

日時	令和8年11月14日（土）10:00～16:00（予定）
会場	国立京都国際会館（京都府京都市左京区岩倉大薨町422） ※最寄り駅：京都市営地下鉄「国際会館」
対象	学校管理職・教職員、行政職員、学校運営協議会委員、PTAなど
申込	令和8年8月頃に申込開始（再度案内します）／参加費無料

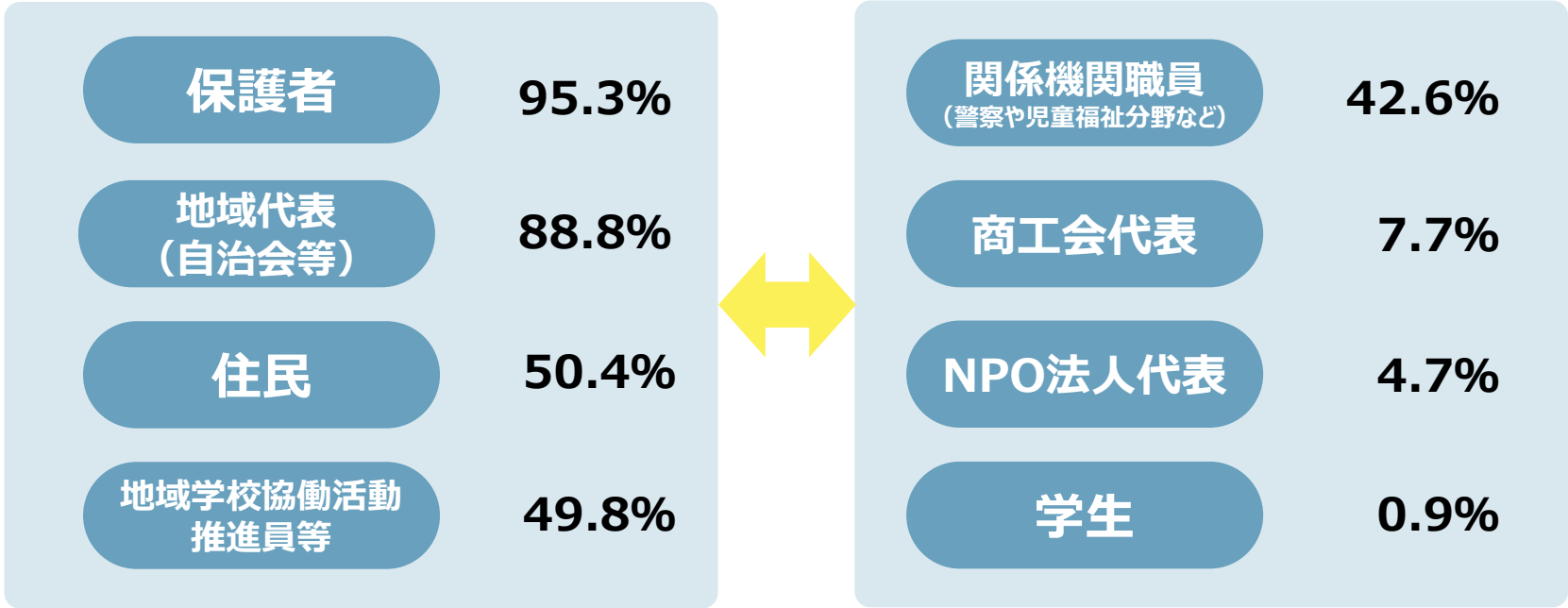


次世代の担い手の育成

▶ 学校運営協議会委員や地域学校協働活動推進員等を担う
人材の偏り・固定化が見られる



例) 学校運営協議会委員の属性



『コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の効果に関する調査研究』(三菱UFJリサーチ&コンサルティング,令和8年3月)より
全国からの抽出校2,789校の結果

✓ 地域学校協働活動推進員の**配置促進や研修実施**

▶ 「地域と学校の連携・協働体制構築事業」での支援

✓ 大学生等の**若者世代を中心に社会教育への関心や参画を広げる**

▶ 学校運営協議会委員や地域学校協働推進員等としての
実践経験を持つ若者を「**CSユースリーダー**」として委嘱

▶ **全国の大学と連携してイベントを開催し、若者の参画を促進**

CSユースリーダー5名（五十音順）



きむら りゅううん
木村 龍雲



すが あらた
菅 新汰



たかはし なな
高橋 奈那



なかい せいや
中井 征弥

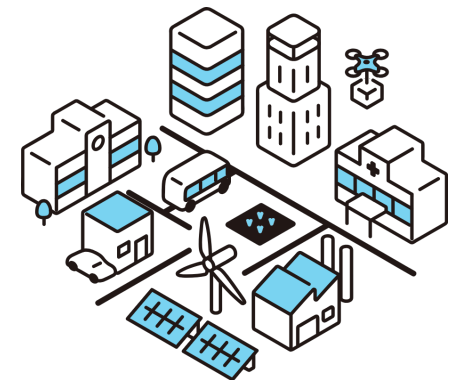


ふじはら むつき
藤原 睦己

- 地域との関わりを含む多様な体験や経験は、
子供たちの興味・関心や問題意識を生み出す基盤となるもの
- 一方、学校外の体験機会について、
家庭の経済状況による格差が生じているという調査結果もある



- ✓ **学校教育の中だけで対応できる範囲には限界**
- ✓ **放課後や長期休業期間等において、
全ての子供に対し、多様で質の高い学びや体験が
得られる環境を整備**するという対応が必要



参 考 資 料



学びの輪、
地域の和。
未来へ繋ぐ

令和7年度 コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査



文部科学省ではコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動の一体的な推進による地域と学校の連携・協働体制の構築を推進しており、毎年、実施状況に関する全体的な調査を実施。令和7年度（令和7年5月1日現在）の結果は以下のとおり。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

公立学校の導入校数



22,009校 (64.9%)

1,856校増 6.2ポイント増

うち、小・中・義務教育学校



19,488校 (71.6%)

1,546校増 6.3ポイント増

導入自治体数



1,523自治体 (84.1%)

74自治体増 4.2ポイント増

※コミュニティ・スクール：保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する「学校運営協議会」を置く学校

一体的な整備状況

コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の両方が整備されている学校



17,481校 (51.6%)

1,855校増 6.1ポイント増

うち、小・中・義務教育学校



16,490校 (60.6%)

1,673校増 6.7ポイント増

地域学校協働本部

公立学校の整備校数



22,693校 (66.9%)

758校増 3.0ポイント増

うち、小・中・義務教育学校



21,083校 (77.4%)

623校増 2.9ポイント増

地域学校協働本部数



14,044本部

611本部増

※地域学校協働活動：幅広い地域住民や団体等が参画し、地域と学校が連携・協働して行う学校内外で行われる子供たちの成長を支える多様な活動

地域学校協働活動推進員等

（地域コーディネーターを含む）

地域学校協働活動推進員等の配置人数



35,246人 (633人増)

1,532自治体 (84.5%)

うち、学校運営協議会委員である者



15,174人 (1,591人増)

※地域学校協働活動推進員等
：地域学校協働活動を実施するにあたり、企画・提案や関係者との調整など全体のコーディネートを行う調整役

今後の方針

- ✓ 地域学校協働活動推進員等の配置充実、課題に対応した追加配置、資質向上等への支援
- ✓ 導入促進と質の確保に向けた、自治体に対するCSマイスターの重点的な派遣
- ✓ 全国フォーラムや自治体向け説明会・協議会、文部科学大臣表彰の実施

更なる導入の加速化、地域学校協働活動との一体的な取組の推進など取組の質の向上を図る



学びの輪、
地域の和。
未来へ繋ぐ

コミュニティ・スクール及び地域学校協働本部の学校種別の状況

令和7年5月1日
時点

校種	学校数	コミュニティ・スクール		地域学校協働本部	
		導入校数	導入率	整備校数	整備率
幼稚園	2,085園 2,258園	388園 353園	18.6% 15.6%	568園 557園	27.2% 24.7%
小学校	18,073校 18,291校	12,979校 12,001校	71.8% 65.6%	14,235校 13,793校	78.8% 75.4%
中学校	8,906校 8,951校	6,303校 5,761校	70.8% 64.4%	6,633校 6,481校	74.5% 72.4%
義務教育学校	254校 232校	206校 180校	81.1% 77.6%	215校 186校	84.6% 80.2%
高等学校	3,423校 3,437校	1,490校 1,281校	43.5% 37.3%	759校 652校	22.2% 19.0%
中等教育学校	35校 35校	9校 8校	25.7% 22.9%	5校 3校	14.3% 8.6%
特別支援学校	1,134校 1,130校	634校 569校	55.9% 50.4%	278校 263校	24.5% 23.3%
合計	33,910校 34,334校	22,009校 20,153校	64.9% 58.7%	22,693校 21,935校	66.9% 63.9%

※下段は令和6年度の結果

【学校における働き方改革関係】学校運営協議会において承認を行う基本的な方針の内容に関する改正

令和7年6月の公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法等の一部改正により、**公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含めることとされた。【令和8年4月施行】**

(改正後の条文) ※下線が追加された箇所

◇地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の5第4項

対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成、当該対象学校における公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)第七条第一項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

コミュニティ・スクールでの法改正を踏まえた対応例

校長

①報告

学校における働き方改革の取組内容、取組の実施状況等について報告

報告

④基本的方針の作成・承認

学校において講ずる「業務量管理・健康確保措置」の内容を基本的な方針に明記し、学校運営協議会の承認を得る

意見

説明

承認

⑤アクション

保護者・地域住民等と連携しつつ、業務量管理・健康確保措置の適切な実施に取り組む

【法改正により求められる事項】校長が作成する「基本的な方針」に、**業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容**を含める

学校運営協議会

学校運営や学校運営に必要な支援に関する協議を行う
校長が作成する**学校運営の基本的な方針**を承認

②協議

報告内容をもとに、以下を協議

- ・学校、保護者、地域住民等の業務分担の在り方
- ・業務の優先順位を踏まえた精選・見直し 等

※その際、「学校・教師が担う業務に係る3分類」の「学校以外が担うべき業務」について、例えば、
✓保護者・地域住民等に対応を依頼することが出来ているか
✓その他の業務について教師の負担軽減に必要な支援が得られているか を確認。

③体制構築等

必要な体制を構築するため、学校運営協議会として以下の対応を行う。

- ・外部機関、地域住民等との調整（ボランティア募集等）
- ・保護者・地域住民への情報提供
- ・教育委員会又は校長に対する意見提出 等

地域学校協働活動推進員等がコーディネート



CS×働き方改革（東京都杉並区立天沼小学校）

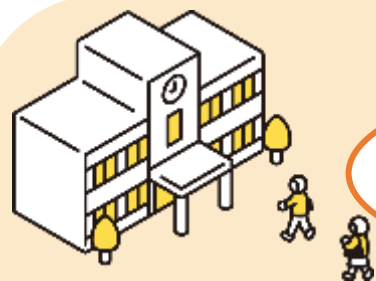
杉並区では、全公立学校で学校運営協議会を設置。学校運営協議会において承認された学校の基本方針のもと、学校支援本部で地域の人々が関わる地域学校協働活動を展開しており、近年は学校の働き方改革に資する活動が充実。

学校運営協議会における棚卸し

学校運営協議会で、協議会委員と教師による熟議を通して、学校の業務・活動等の棚卸しを実施。教師の困り感を共有し、お互いの立場を尊重し合いながら分担等の協力を推進。



地域住民が担う教師の業務負担軽減につながる活動



キャリア教育

天沼会社経営プロジェクト（AKP）
町探検、お店番体験

日本の伝統・文化理解教育

百人一首、伝統和楽器、
昔の道具、華道

学習支援

校外活動の引率、1年生サポート、
展覧会、音楽会等の行事運営

教育課程外の活動

読書活動（お話会、読み聞かせ）
図書館整備活動、校内掲示

土曜日学校

あまぬまハッピーさたでい



放課後子供教室

あまぬまハッピーくらぶ

協働して行う地域活動

地域食堂キッチンあまぬま、
天沼小学校震災救援所

不登校や不登校傾向の子供が増加し、対策が必要な状況にあった。子供の居場所「ぬくぬく」を開設するなど、**地域とのつながりによって多様な生き方を知り自己肯定感を高める取組**を行った。

学校運営協議会

- 子供や学校の状況を把握し、学校運営協議会として何ができるかを検討
- 3校の学校運営協議会委員に、保護者や地域住民、教員が加わった熟議を継続して開催
- 地域として、育てたい子供の姿を共有

一体的
推進

地域学校協働活動

- 地域学校協働活動推進員が中心となり、子供の学ぶ機会や居場所となる「ぬくぬく」を月1回開催
- 子供たちが他者と関わる活動として、「放課後カフェなないろ」や「地域の方のお話を聞く会」などを開催

成果・効果

- 学校運営協議会として問題意識を共有することで、不登校等の課題解決に向けた取組が増え、多様な活動の提供につながり、変化の兆しが見えてきた。
- 不登校対策や特別支援教育を充実させる体制づくりが進み、学校運営の改善につながった。



コミュニティ・スクールを活用した防災・減災のまちづくりの取組

第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）【抜粋】

基本的な考え方：「地域コミュニティの強化や平時のウェルビーイングにもつながっていく様々なフェーズフリー対策の活用」

第4章 推進が特に必要となる施策

（5）地域における防災力の一層の強化

「学校施設の安全確保、教育活動等の早期再開、避難所等としての役割を果たすための耐災害性強化」、「国民の防災意識の向上」

【岩手県大槌町】CSによる教育活動を通じた地域コミュニティの復興

小中一貫教育を核とした教育課程（ふるさと科）の実施と 学校課題解決に向けた体制の構築

東日本大震災後、学校の課題解決に向けて小中一貫教育、CSを導入

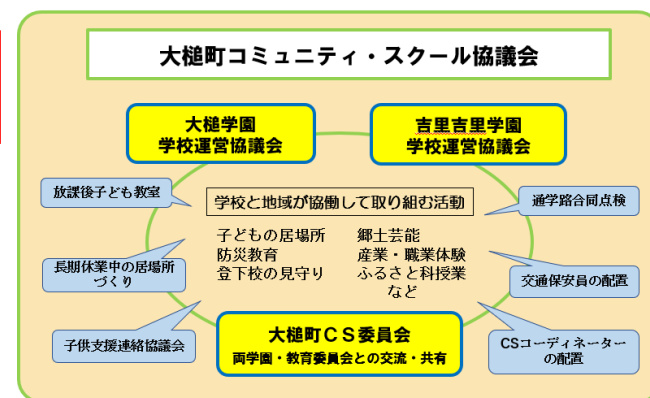
○教育環境の復興

- 安心して学べる新しい学校の建設
- 9年間の継続性を持った心のケア

○学校だけでは解決できない課題解決への取組

- 学校・家庭・地域住民の連携・協働でつくる教育

＜大槌町の小中一貫教育＞



【熊本県】地震の経験を踏まえ、全県立高校に「防災」に重点を置いたCSを導入

※令和4年度に全ての県立高校・特別支援学校が防災を含めた総合型CSに移行済み

特徴的な活動

- ◆ 専門家や地域の意見を踏まえた学校防災マニュアルの策定
- ◆ 地元市町村との避難所指定の協定締結
- ◆ 学校と地域の合同防災訓練や避難所運営シミュレーション等の実施

◆ CS導入状況（県立高校）

H28: 2校 → H29: 50校（100%）

◆ 避難所指定の協定締結数

42校（R6年1月時点）

コミュニティ・スクールを活用して、**平時から**、学校・地域が協働して
防災・減災のまちづくりに取り組む体制を整備



三鷹市における児童生徒の意見を尊重した学校運営・教育活動の取組例

令和3年7月に「三鷹市公立学校の管理運営に関する規則」、「三鷹市小・中一貫教育校におけるコミュニティ・スクール委員会に関する規則」を改正し、校長や教職員、コミュニティ・スクール委員会（学校運営協議会。以下、CS委員会）は児童生徒の意見を聞く機会を積極的に設けなければならない旨を明文化。

各学校での多様な取組が進展するとともに、CS委員会を通じて地域全体での意識の高まりが実現

実現した取組の例

【教育委員会】

- 三鷹市教育ビジョン2027（教育振興基本計画）の策定にあたり各中学校の代表生徒と意見交換。



- 子どもたちが学習用タブレット端末などデジタル機器のより良い使い手となるために、児童生徒、教師、保護者、地域の代表が集まり意見交換（熟議）を実施。

【学校】

- 生徒会が中心となって「生活のきまり」を見直し。
- 生徒会の提案によるカジュアルデー（私服登校日）の実施。
- 生徒会（中学校）と児童会（小学校）が話し合い、小・中交流や小・中連携での企画の実施。



- 児童の話し合いにより年度ごとの学校テーマを設定。
- 学校行事の内容や運営方法への児童生徒の意見を反映。
- 委員会活動、クラブ活動における児童生徒の発案による主体的な取組の実施。
- 児童の意見を基にした学校の周年行事の企画。

【CS委員会】

- CS委員が児童生徒と直接対話する熟議の機会を積極的に設定し、CS委員会の協議に反映。
- 学校・家庭・地域それぞれが取り組むことを定めたアクションプランの改定にあたって子どもたちとの意見交換を実施し反映するとともに、子どもの意見をもとにプランの愛称を決定。

- 子どもたちに育みたい資質・能力を踏まえつつ、子どもたちに実施したアンケートも参考にして、子どもたちが発表や作品展示をできる文化祭を地域学校協働本部と連携して開催。企画・準備・運営にも中学生が参画。





(令和8年度～)

開催予定大学

■ 大学コンソーシアム
学都ひろさき

■ 大阪公立大学

■ 山口大学

■ 東京学芸大学

と

地元の地方自治体や母校のために
地域活動に関わる意欲をもつ大学生を発掘し、
コミュニティ・スクールや、
地域学校協働活動への参画を呼びかけ、
地域活動の次世代の担い手育成
人材確保につなげるイベントを開催

地域とともにある学校づくり推進フォーラム
群馬大会、京都大会でも開催予定！

イベント内容



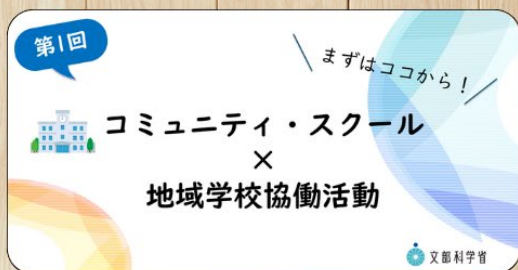
コミュニティ・スクールや
地域学校協働活動の制度の説明



CSユースリーダーから
活動状況や魅力等を紹介



若者の参画を募集している
地方自治体・学校の紹介



CSユースリーダーnote 始めました！



内容

- CSユースリーダーの活動内容や取組状況の周知
- 若者が学校運営協議会や地域学校協働活動に参画している具体的事例の紹介
- 文部科学省主催のCSフォーラムや、大学等と連携して実施する若者向けイベントの案内
- その他、CSや地域学校協働活動に関する制度・取組の紹介等

リンク

[文部科学省 | CSユースリーダー](#)



地域と学校の連携・協働体制構築事業

～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～

令和8年度予算額
(前年度予算額)

7,052百万円
7,052百万円)



現状・課題

- 予測困難なこれからの社会においては、**学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で学校や子供たちの成長を支えることが重要。**
- **コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進**することで、**学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる地域社会の実現**を目指す。
- コミュニティ・スクールの導入率上昇を受け、**コミュニティ・スクールの活動の質向上、地域学校協働活動を通じた課題解決の推進**等に向け、**地域学校協働活動推進員の配置促進、教育委員会の伴走支援体制の強化**を図る。
※コミュニティ・スクール導入率：R7.5時点:22,009校、64.9%

関連文書等

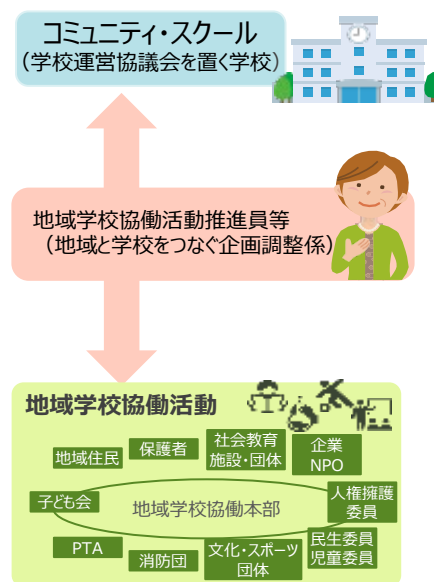
- ・経済財政運営と改革の基本方針2025 (R7.6.13閣議決定)
- ・地方創生2.0基本構想 (R7.6.13閣議決定)
- ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 (R7.6.13閣議決定)
- ・放課後児童対策パッケージ

事業内容

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に対する財政支援

(事業実施期間：平成27年度～)

交付先	都道府県・政令市・中核市 (以下「都道府県等」)
要件	①コミュニティ・スクールの導入又は導入計画があること ②地域学校協働活動推進員等を配置していること等
補助率	国1/3、都道府県等1/3、市区町村1/3 ※都道府県等が直接実施する場合、都道府県等2/3
支援内容	地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等に係る諸謝金、活動に必要な消耗品等



▶ コーディネート機能の強化

- 地域学校協働活動推進員等の配置を促進
学校における働き方改革、郷土教育や地域産業を担う人材育成などの地域課題に応じた追加配置や常駐的な活動等を支援

▶ 教育委員会の伴走支援体制の強化

- CSアドバイザーの配置促進
- 学校運営協議会委員、推進員等、地域ボランティア等に対する研修の充実

▶ 地域学校協働活動の実施

- 学校における働き方改革に資する取組、放課後等における学習支援（地域未来塾等）や体験・交流活動等を支援
- 郷土学習に係る活動等を支援
- 共働き世帯の増加に伴う学校始業前(朝)における活動等を支援

ロジックモデル

アウトプット（活動目標）

すべての自治体で地域学校協働活動等の学校・家庭・地域が連携・協働した教育活動を実施

【参考】 予算補助を受ける自治体
R5:1,366自治体 R6:1,374自治体 R7:1,376自治体

地域学校協働活動推進員等の数の増加

【参考】 予算補助を受ける自治体が配置している地域学校協働活動推進員等の人数
R5:31,125人 R6:32,675人 R7:33,172人

コミュニティ・スクールの導入や質の向上等に関する研修会やアドバイザーの派遣を実施する自治体（都道府県・政令市）の増加

短期アウトカム（成果目標）

子供を取り巻く課題（学校運営上の課題）を改善・解決した自治体の増加

子供を取り巻く課題（地域の課題）を改善・解決した自治体の増加

子供を取り巻く課題（家庭の課題）を改善・解決した自治体の増加

中期アウトカム（成果目標）

学校・家庭・地域の連携が進み、全ての公立学校において、様々な課題に対して協働して取り組む体制の整備

【参考①】地域学校協働本部がカバーしている公立学校の増加 R7:22,693校
【参考②】コミュニティ・スクールを導入している公立学校の増加 R7:22,009校
【参考③】地域学校協働活動等に参画する地域住民の増加 R6:910万人

長期アウトカム（成果目標）

地域と連携した教育活動の充実により、地域に愛着を持った児童生徒を育成

【参考】「地域や社会をよくするために何かしてみたい」と感じている児童生徒の割合 R6:83.5%

(担当：総合教育政策局地域学習推進課)